

決 定

東京都調布市国領町4

原 告

m r k o n o

東京都千代田区霞が関1-1-1

被 告

国

同代表者法務大臣

森 山 眞 弓

上記当事者間の平成14年(ハ)第13555号損害賠償請求事件について、当裁判所は、地方裁判所で審理するのが相当であると認め、職権により、民事訴訟法18条に基づいて、次のとおり決定する。

主 文

本件訴訟を東京地方裁判所に移送する。

平成14年11月6日

東京簡易裁判所民事第5室

裁 判 官 秋 元 隆 男

これは謄本である。

平成14年11月6日

東京簡易裁判所民事第5室5係

裁判所書記官 遠藤伸雄

